

# 在宅勤務制度について

## 適用対象者

育児・介護のライフイベント中の教員が対象

- ・ 妊娠中の教員
- ・ 小学校就学前の子を養育している教員
- ・ 負傷, 疾病, 老齡又は身体上若しくは精神上の障害により, 2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある家族を介護する教員



所属する部局における授業, 委員会等の担当業務を踏まえ, 予め部局長に相談の上, 了承を得てから学長に申請する。



## 労務管理等

### 【 労務管理の方法 】

・ 在宅勤務を行う際は自宅から大学HPにアクセスし、システムから勤務開始時に出勤打刻を、勤務終了時に退勤打刻を行うことで、勤務時間を管理する。

### 【 勤務時間等 】

① 在宅勤務日は在宅勤務者の希望する土日及び祝日を除く月曜日から金曜日までのうち、1日～5日までとする。

② 在宅勤務をすることができる時間帯は、5時から22時までとする。※深夜時間帯(22時～5時)を除く。

※ 25/100の夜勤手当が必要になること及び深夜勤務の申請が事後承認となり、労務管理が困難になるため。

### 【 在宅勤務の期間 】

1回の在宅勤務の期間は1月以上6月を超えない範囲内とするが、更新が認められた場合はこの限りでない。

※ 部局長の了解を得て期間の延長を希望する場合は、再申請することができる。

### 【VPNによって大学の教職員HPにアクセス】



# 情報セキュリティ対策

在宅勤務における情報セキュリティ対策は、本学の定める情報セキュリティポリシーに準じる。

在宅勤務における個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関するガイドラインをもって、利用者の理解を深め、実効性を担保する。

在宅勤務で使用する情報端末は、本学でセキュリティ対策を講じた情報端末を貸し出したものに限定する。

国立大学法人長崎大学  
情報セキュリティポリシー

第4版



平成26年11月  
長崎大学情報セキュリティ委員会